

令和3年度

おもてなし店舗支援事業補助金 (多言語事業) 申請前確認書

確認事項	チェック欄
中小企業基本法に規定する中小企業または個人事業主である。	
飲食業、小売販売業、サービス業を営む者は、営業に際し、許認可が必要な場合は、当該許認可を取得している。(または、許認可が不要な業種である。)	
事業は、補助金交付決定日以降に開始し、令和4年3月31日までに終了する。	
対象経費の支払いは、事業終了後、令和4年3月31日までに支払いを完了する。	
区内で引き続き5年以上当該店舗営業する意思がある。	
国及び他の団体等から他の補助金の交付を受けていない事業である。	

新宿区が実施する、おもてなし店舗支援事業補助金を申請するにあたり、応募要項の内容について承諾し、上記確認事項について全て内容を確認し、チェック欄に記入しました。

年 月 日

事業所名：

代表者名：

所在地：

(店 舗 名：)

(店舗所在地：)